

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要	1 計画策定の趣旨	1	<p>(1)計画策定の趣旨</p> <p>本市では、平成28年(2016年)3月に策定した「第4期吹田市障がい者計画」(計画期間は令和8年(2026年度)まで)において「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」を基本理念に、また「当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進」、「障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用」、「ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築」の3つの基本的方向性を掲げて、障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めています。</p> <p>また、すべての人々の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざす上での基盤となる障がい福祉サービスの方向性を明らかにするものとして、平成18年度(2006年度)に第1期の「吹田市障害福祉計画」を策定して以来3年ごとに改定するとともに、平成30年(2018年)3月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法の改正を受けて新たに「第1期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に努めてきました。</p> <p>「第6期吹田市障がい福祉計画」及び「第2期吹田市障がい児福祉計画」は、前計画の期間が令和2年度(2020年度)をもって終了することから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により計画を改定し、障がい福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにするために策定するものです。</p>	<p>本市では、療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を明確にした「第4期吹田市障がい者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定めた「第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。</p> <p>平成28年度(2016年度)から令和8年度(2026年度)までを計画期間とする「第4期吹田市障がい者計画」においては、「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」を基本理念に、「当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進」、「障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用」、「ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築」の3つの基本的方向性を掲げ、障がいのある人に関わる施策分野の考え方について明らかにしています。</p> <p>また、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までを計画期間とする「第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画」においては、第4期吹田市障がい者計画の基本理念の実現のため、安心して暮らせるまちをめざす上での、基盤となる障害福祉サービス等の確保策について定め、その整備に努めてきました。</p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
<p>第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要</p>	<p>1 計画策定の趣旨</p>	<p>(2) 国の動向</p> <p>前計画である「第5期吹田市障がい福祉計画」及び「第1期吹田市障がい児福祉計画」の策定に前後して、国においては、障がいのある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。</p> <p>(追加)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>	<p>《障害者総合支援法と児童福祉法の改正》</p> <p>平成30年(2018年)に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。</p>	<p>国においては、障がいのある人に関わる制度の改革に向けた検討が進められ、関係法令が成立しました。</p> <p>○ 障害者総合支援法の施行(平成25年度)</p> <p>平成25年(2013年)に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正されました。これにより、サービスを受けることができる障がい者の範囲に難病患者が加えられるとともに、地域生活支援事業においては、障がいへの理解を深めるための研修・啓発を行う理解促進研修・啓発事業や、障がい者やその家族、地域住民等による自発的な取組を支援する自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業等が必須化されました。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>○ 発達障害者支援法の改正(平成28年度)</p> <p>発達障がい者の一層の支援の充実を図るため、発達障がい者の支援のための施策の規定等、法改正が行われました。</p>
		<p>2</p>	<p>《障害者総合支援法と児童福祉法の改正》</p> <p>平成30年(2018年)に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。</p>	<p>○ 社会福祉法の改正(平成30年度)</p> <p>「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市民の地域福祉活動への参加促進の環境整備、分野を超えた地域生活課題について関係機関と連絡調整等を行う体制づくりを今後進めていくことが規定されました。</p> <p>○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)の施行(平成30年度)</p> <p>文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等、文化芸術活動の環境整備を進めることが規定されました。</p> <p>○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の施行(令和元年度)</p> <p>障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目的に、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進について規定されました。</p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要	1 計画策定の趣旨	3	<年表> (追加)	<年表> 平成28年度 発達障害者支援法改正 平成30年度 社会福祉法改正、障がい者文化芸術推進法施行 令和元年度 読書バリアフリー法施行
	3 基本的な考え方	4	3 基本的な考え方 (1) 第4期吹田市障がい者計画における基本理念 障がい者は、特別な存在ではありません。吹田市における人口の5.3%の人が障がい者手帳を所持しており、およそ20人に1人の割合です。また、理由により手帳を所持していないが、その対象となると思われる人も含めるとその割合はさらに多くなります。障がいがあってもなくても一人の市民として、住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らしていくことができるまちを実現することが必要です。	3 第4期吹田市障がい者計画における基本的な考え方 (1) 基本理念 障がい者は、特別な存在ではありません。吹田市における人口の5.6%の人が障がい者手帳を所持しており、およそ20人に1人の割合です。また、理由により手帳を所持していないが、その対象となると思われる人も含めるとその割合はさらに多くなります。障がいがあってもなくても一人の市民として、住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らしていくことができるまちを実現することが必要です。
	4 計画の策定体制	5	本計画の策定にあたり、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者を対象として、令和2年(2020年)に実施した「新たな障がい福祉計画の策定に向けたアンケート」、通所受給者証の所持者を対象として、令和2年(2020年)に実施した「新たな障がい児福祉計画等の策定に向けたアンケート」の結果を反映しました。 また、市内の障がい者福祉に携わる社会福祉法人等の関係者を対象に、計画策定に対する意見・提言等を聴取したほか、計画(素案)を公表し、広く意見を聴取するパブリックコメントを実施し、そこで寄せられた意見について計画策定の参考としました。 計画策定機関としては、障がい福祉サービス等の現状と課題の分析、本計画における取組のあり方等について、学識経験者、各関係機関・団体の代表者等を委員とする「吹田市社会福祉審議会」へ諮問し、答申を受けました。 また、「吹田市地域自立支援協議会」に策定状況の報告を行い、庁内各関係部署の職員で構成する「吹田市障がい者福祉事業推進本部」において計画を策定しました。	(1) 計画策定のための審議会 学識経験者、社会福祉事業従事者を委員とする「吹田市社会福祉審議会」へ諮問し、同審議会障がい者施策推進専門分科会において、障がい当事者の公募市民の参画のもと、本計画の策定にあたっての議論をいただき、答申を受けました。 また、本専門分科会に作業部会を設置し、計画策定に向けた作業に携わっていただきました。 (2) 当事者等からのアンケート及び意見聴取等 令和2年(2020年)に、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等を対象とした「新たな障がい福祉計画の策定に向けたアンケート」及び通所受給者証の所持者を対象とした「新たな障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート」を実施しました。 また、障がいの当事者や障害福祉サービス事業者から、障がい福祉施策の推進に関する意見を聴取するとともに、計画素案を公表し、広く市民の意見を聴取するパブリックコメントを実施し、計画策定の参考としました。 以上をふまえ、庁内の各関係所管が構成員の「吹田市障がい者福祉事業推進本部」において計画を策定しました。

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第2章 吹田市における障がい者の状況	1 人口及び障がい者数の推移	6	<p>4)精神障がい者</p> <p>精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度(2019年度)末現在3,024人で、平成27年度(2015年度)と比べて1.28倍となっています。等級別には、2級が56.1%を占めており、<u>2・3級</u>については毎年増加しています。</p> <p>通院医療費公費負担の受給者数も増加傾向にあり、令和元年度(2019年度)末現在6,282人となっています。</p>	<p>4)精神障がい者</p> <p>精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度(2019年度)末現在3,024人で、平成27年度(2015年度)と比べて1.28倍となっています。等級別には、2級が56.1%を占めており、<u>3級</u>については毎年増加しています。</p> <p>通院医療費公費負担の受給者数も増加傾向にあり、令和元年度(2019年度)末現在6,282人となっています。</p>
	2 障がい福祉施策に関わる市民の意識	7		(3)障がい者(児)当事者等からの意見聴取会 <u>(内容の追記)</u>
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	1 計画の策定に当たって	8	<p>障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、本市における障害福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。</p> <p>国では「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)」(以下「基本指針」という。)を改定し、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの第6期障害福祉計画の作成・変更の際しての考え方を定めています。</p> <p><u>基本指針においては、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画に定めなければならない成果目標として、次の7項目をあげています。</u></p>	<p>障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、本市における障害福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。</p> <p>国では「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)」(以下「基本指針」という。)を改正し、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの第6期障害福祉計画の作成・変更の際しての考え方などを定めています。</p> <p><u>「第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画」の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、「第4期吹田市障がい者計画」の基本理念「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」の実現をめざし、障がい者の日常生活及び社会生活に必要なサービス等の提供体制の確保の取組について定め、計画を推進していきます。</u></p> <p>(1) 成果目標 <u>基本指針においては、障がい児者に必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、次の7項目を設定しています。</u></p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田 市障がい福 祉計画	1 計画の策 定に当たって	9	<p>(2)障害者総合支援法によるサービス体系</p> <p>自立支援給付は、障がい種別によらず、障がい者の自立支援のために提供されるサービスです。</p> <p>また、地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障がい者の日常生活及び社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する事業です。</p> <p>第6期障がい福祉計画における障害福祉サービス等の体系は、以下のとおりです。</p>	<p>(2)障害者総合支援法によるサービス体系</p> <p>自立支援給付は、障がい者の自立支援のため、身体障がい、知的障がい、高次脳機能障がいを含む精神障がい、発達障がい及び難病のさまざまな障がい特性に対応し提供するサービスです。</p> <p>地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障がい者の日常生活及び社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する事業です。</p> <p>第6期障がい福祉計画における障害福祉サービス等の体系は、以下のとおりです。</p> <p>(表などの挿入)</p>
		10	<p>(3)成果目標、サービス見込量及びその確保策の関係性</p> <p>第6期障がい福祉計画においては、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和5年度(2023年度)を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定します。</p> <p>また、成果目標の達成状況の指標として、障害福祉サービス等の種類ごとの必要見込量(活動指標)及びその確保のための方策を定めることにより、目標のに向けた取組を進めます。</p>	<p>(3)成果目標、サービスの見込量(活動指標)及びその確保策の関係性</p> <p>第6期障がい福祉計画においては、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和5年度(2023年度)を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定します。</p> <p>また、成果目標の達成状況の指標として、障害福祉サービス等の種類ごとの見込量(活動指標)及びその確保のための方策を定めることにより、目標達成に向けた取組を進めます。</p> <p>なお、取組のうち、重点取組と表記があるものについては、第6期障がい福祉計画の計画期間である令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間で重点的に取組を進めるものです。</p>
	2 成果目標	11	<p>(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>3)成果目標達成に向けての取組</p> <p>(ア) 施設入所者の状況や意向の把握に努めます。</p> <p>(イ) 障がい者の意向に沿った支援ができるよう、相談支援員等の知識や技術の向上を図ります。</p> <p>(ウ) 移行先の1つであるグループホームについて、日中サービス支援型共同生活援助のあり方を研究するとともに、重度化・高齢化した障がい者が安心して地域で暮らすことができるグループホームの整備を促進します。</p> <p>(エ) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。</p>	<p>(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>3)成果目標達成に向けての取組</p> <p>(ア) 施設入所や入院している障がい者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。</p> <p>(イ) 相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材の育成を支援するため、専門性を高める研修等を実施します。</p> <p>(ウ) 地域移行後の住まいの場及び高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型共同生活援助のあり方を研究するとともに、グループホームの整備促進に取り組みます。重点取組</p> <p>(エ) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。(「4障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組(5)障がい福祉人材の確保、定着及び養成」と関連)</p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	2 成果目標	12	<p>(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>4) 目標達成に関連する主な活動指標 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数、保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数、保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数</p>	<p>(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>4) 目標達成に関連する主な活動指標 <u>(活動指標の表の挿入)</u> 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数、保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数、保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数、<u>精神障がい者の地域移行支援、精神障がい者の地域定着支援、精神障がい者の共同生活援助、精神障がい者の自立生活援助</u></p>
		13	<p>(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>3)成果目標達成に向けての取組 (ア)ニーズの高い「③緊急時の受入れ及び対応体制の確保」に向けて、<u>拠点施設及び市内短期入所施設における緊急受入れ枠をより有効に活用し、引き続き支援体制の検討を進めます。</u></p>	<p>(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>3)成果目標達成に向けての取組 (ア)ニーズの高い「③緊急時の受入れ及び対応の機能の強化」に向けて、<u>各障がい者の日常的な支援機関と連携を図り、拠点施設及び市内短期入所施設の緊急受入れ枠を有効活用する等、支援体制の整備の方策について引き続き検討を進めます。重点取組</u></p>
		14	<p>(4)福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>1)各目標の設定と考え方 (ア)就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数 目標値設定に当たっての考え方 国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、他市の事業所に通所している吹田市民を含めた形で大阪府が算出した数値を成果目標とします。</p>	<p>(4)福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>1)各目標の設定と考え方 (ア)就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数 目標値設定に当たっての考え方 国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、他市の事業所に通所している吹田市民を含めた形で大阪府が算出した数値を成果目標とします。 <u>ただし、新型コロナウイルス感染症が与える障がい者の雇用情勢の動向を注視する必要があります。</u></p>
		15	<p>(4)福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>3)成果目標達成に向けての取組 (ア)障がい者活躍推進計画に沿って、一事業者として障がい者雇用の促進に取り組むとともに、障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります。</p> <p>(イ)一般就労への移行に向け、障がいの特性やニーズに合った支援が提供できるよう、事業所やその他の支援機関同士のネットワーク構築及び連携強化に向けて、引き続き検討を進めます。</p>	<p>(4)福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>3)成果目標達成に向けての取組 (ア)障がい者活躍推進計画に沿って、一事業者として障がい者雇用の促進に取り組むとともに、障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります。 重点取組</p> <p>(イ)一般就労への移行に向け、障がいの特性やニーズに合った支援が提供できるよう、事業所やその他の支援機関同士のネットワーク構築及び連携強化に向けて、引き続き検討を進めます。 重点取組</p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	2 成果目標	16	(5)相談支援体制の充実・強化等	(5)相談支援体制の充実・強化等 (相談支援体制図を挿入)
		17	<p>(5)相談支援体制の充実・強化等</p> <p>3)成果目標達成に向けての取組 (ア)障がい者相談支援センターは、地域の身近な相談窓口としての機能を強化するため、センターの認知度を高める取組を行うとともに、相談者を最適なサービスにつなげるための支援の充実を図ります。</p> <p>(イ)計画相談支援事業所における相談支援専門員の増員を促進し、全てのサービス利用者に対して、サービス等利用計画の導入を図ります。</p> <p>(ウ)基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関としての機能を果たすため、計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成を進めます。</p> <p>(エ)さまざまな障がいの中でも、とくに発達障がいは、診断までに時間を要するなど「見えにくい」障がいと考えられるため、支援の入り口部分である相談や支援について、大阪府と連携しながら体制強化を図り、発達障がい者の意向を尊重し、最適なサービスにつなぐことができるよう取り組みます。</p>	<p>(5)相談支援体制の充実・強化等</p> <p>3)成果目標達成に向けての取組 (ア)障がい者相談支援センターは、センターの認知度を高める取組を行うとともに、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。重点取組</p> <p>(イ)サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画が必ず作成されるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など、体制整備に向けた取組を継続します。 重点取組</p> <p>(ウ)基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組みます。重点取組</p> <p>(エ)高齢者や障がい児等の各分野にまたがる課題について、相談から適切な支援につなげるため、相談支援及びその他関係機関との連携体制の構築に取り組めます。また、地域自立支援協議会及び居住支援協議会(Osakaあんしん住まい推進協議会)との連携にも努めます。重点取組</p> <p>(オ)さまざまな障がいのうち、発達障がいは、診断までに時間を要するなど「見えにくい」障がいとして考えられることから、支援の入り口部分である相談や支援について、大阪府と連携しながら体制強化を図り、発達障がい者の意向を尊重し、最適なサービスにつなぐことができるよう取り組みます。また、発達障がいのある児童の家族への支援として実施しているペアレントトレーニング及びペアレントプログラム(※1)については、引き続き受講者数の増加をめざします。</p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	2 成果目標	18	(5)相談支援体制の充実・強化等 4)目標達成に関連する主な活動指標 計画相談支援、総合的・専門的な相談支援の実施の有無、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	(5)相談支援体制の充実・強化等 4)目標達成に関連する主な活動指標 (活動指標に係る表を挿入) 総合的・専門的な相談支援の実施の有無、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
		19	(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 2)現状 ・・・ (追加)	(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 2)現状 ・・・ (工)基幹相談支援センター等職員においては、大阪府主催の研修を受講することにより資質向上に努めています。また、事業所職員については、支援技術の向上のための研修を各事業者において実施されるよう、実地指導等で確認を行っているところです。
		20	(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 3)成果目標達成に向けての取組 ・・・ (追加)	(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 3)成果目標達成に向けての取組 ・・・ (工)基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修を受講するなど、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の情報提供を行うなど、連携して人材育成に取り組めます。
		21	(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 4)目標達成に関連する主な活動指標 大阪府が実施する研修への参加人数、審査結果を分析して共有する体制の有無及びその実施回数の見込み、指導監査結果の共有回数	(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 4)目標達成に関連する主な活動指標 (活動指標に係る表の挿入) 大阪府が実施する研修への参加人数、審査結果を分析して共有する体制の有無及びその実施回数の見込み、指導監査結果の共有回数

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	3 障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策	22	(1) 自立支援給付の利用見込みと整備の方向性 ・・・ (追加)	(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策 ・・・ (エ) 該当する総合計画の施策指標 大綱3福祉・健康 政策2障がい者の暮らしを支えるまちづくり 施策3-2-1 生活支援など暮らしの基盤づくり ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数(月平均) 令和10年度 1,860人
		23	(1) 自立支援給付の利用見込みと整備の方向性 2) 日中活動系サービス (ウ) 見込量確保のための方策 ・障がい者の社会参加を促進するため、障がい特性に合った支援体制の確保に取り組めます。 ・医療的ケアが必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進に効果的な方策を検討します。	(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策 2) 日中活動系サービス (ウ) 見込量確保のための方策 ・障がい者の社会参加を促進するため、障がい特性に合った支援体制の確保に取り組めます。 ・医療的ケアが必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進に効果的な方策を検討します。 重点取組
		24	(1) 自立支援給付の利用見込みと整備の方向性 3) 短期入所サービス(ショートステイ) (ウ) 見込量確保のための方策 ・ 医療的ケアが必要な重度障がい者への支援が可能なサービスの不足を解消するため、サービスの確保に向け取組めます。 ・ 緊急時の対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ枠をより有効的に活用し、引き続き支援体制の検討を進めます。 (「2 成果目標(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」と関連) ・ 親元からの自立に向けたステップとして、1人暮らしやグループホーム等で生活するための練習ができるよう、生活体験利用を促進します。	(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策 3) 短期入所サービス(ショートステイ) (ウ) 見込量確保のための方策 ・ 医療的ケアが必要な重度障がい者への支援の不足を解消するため、サービスの確保に向け取組めます。 重点取組 ・ 緊急時の対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ枠をより有効的に活用する 方策など 、引き続き支援体制の検討を進めます。 (「2 成果目標(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」と関連) ・ 親元からの自立に向けたステップとして、1人暮らしやグループホーム等で生活するための練習ができるよう、生活体験利用を促進します。

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田 市障がい福 祉計画	3 障害福祉 サービス等 の利用見込み とその確保策	25	<p>(1) 自立支援給付の利用見込みと整備の方向性</p> <p>4) 居住系サービス (ウ) 見込み確保のための方策 ・地域移行後の住まいの場及び重度化した障がい者が安心して生活できる場としてのグループホームの整備促進に取り組めます。 (「2 成果目標(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」と関連)</p> <p>・医療的ケアの必要な重度障がい者の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の構築に向け検討を進めます。</p>	<p>(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策</p> <p>4) 居住系サービス (ウ) 見込み確保のための方策 ・地域移行後の住まいの場及び高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型共同生活援助のあり方を研究するとともに、グループホームの整備促進に取り組めます。重点取組(「2 成果目標(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」と関連)【再掲】 なお、増加するグループホームの見込み量は、現状と今後3年間の整備見込みを踏まえ算出していますが、障がい者の重度化及び高齢化、親亡き後の生活の場である共同生活援助の必要数を考えると、まだまだ十分な見込みとはなっていません。整備にあたっては、課題となっている土地や住宅の確保、世話人等の人材不足の解消に取り組めます。</p> <p>・医療的ケアの必要な重度障がい者の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の構築に向け検討を進めます。重点取組</p>
		26	<p>(1) 自立支援給付の利用見込みと整備の方向性</p> <p>4) 居住系サービス ・・・ (追加)</p>	<p>(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策</p> <p>4) 居住系サービス ・・・ (エ) 該当する総合計画の施策指標 大綱3福祉・健康 政策2障がい者の暮らしを支えるまちづくり 施策3-2-1 生活支援など暮らしの基盤づくり グループホームの利用者数(月平均) 令和10年度 700人</p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田 市障がい福 祉計画	3 障害福祉 サービス等の 利用見込みと その確保策	27	<p>(1) 自立支援給付の利用見込みと整備の方向性</p> <p>5) 相談支援 (ウ) 見込量確保のための方策 ・サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画が必ず作成されるよう、相談支援専門員の体制確保に向けた取組を継続します。</p> <p>・相談者の悩みを引き出すとともに、相談者の意向や置かれている状況を勘案し、適切なサービスにつなぐことができる人材の育成を支援するため、専門性を高める研修等を実施します。</p> <p>・施設入所や入院している障がい者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用を促進します。</p>	<p>(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策</p> <p>5) 相談支援 (ウ) 見込量確保のための方策 ・サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画が必ず作成されるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員確保など体制整備の取組を継続します。<u>〔2成果目標(5)相談支援体制の充実・強化等〕と関連</u>【再掲】</p> <p>・相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材の育成を支援するため、専門性を高める研修等を実施します。<u>〔2成果目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行〕と関連</u>【再掲】</p> <p>・施設入所や入院している障がい者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。<u>〔2成果目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行〕と関連</u>【再掲】</p>
		28	<p>(2) 地域生活支援事業</p> <p>4) 意思疎通支援事業(手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置、入院時コミュニケーション支援)、手話奉仕員養成研修事業、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業(手話、要約筆記、盲ろう者、失語症向け)</p> <p>(ウ) 見込量確保のための方策 【意思疎通支援事業・特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】 ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。</p> <p>・入院時コミュニケーション支援については、制度の啓発に努めます。</p>	<p>(2) 地域生活支援事業の利用見込みとその確保策</p> <p>4) 意思疎通支援事業(手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置、入院時コミュニケーション支援)、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業(手話、要約筆記、盲ろう者向け、失語症向け)、手話奉仕員養成研修事業</p> <p>(ウ) 見込量確保のための方策 【意思疎通支援事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】 ・手話通訳者及び要約筆記者の確保にあたっては、講習会での養成を進めるとともに、ICT機器等の活用など幅広い視点から手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の確保に取り組みます。 ・入院時コミュニケーション支援については、制度の啓発に努めます。</p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	3 障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策	29	(2)地域生活支援事業 6)移動支援事業 ・・・ (追加)	(2)地域生活支援事業の利用見込みとその確保策 6)移動支援事業 ・・・ (工)該当する総合計画の施策指標 大綱3福祉・健康 政策2障がい者の暮らしを支えるまちづくり 施策3-2-2 社会参加の促進 移動支援事業の利用者数(月平均) 令和10年度 1,230人
		30	(2)地域生活支援事業 7)地域活動支援センター機能強化事業 (ウ)見込量確保のための方策 ・精神障がい者の地域生活の充実を図るため、未整備の地域生活支援センターⅢ型施設を整備するとともに、Ⅰ型及びⅡ型施設については、機能の強化を図ります。	(2)地域生活支援事業の利用見込みとその確保策 7)地域活動支援センター機能強化事業 (ウ)見込量確保のための方策 ・精神障がい者の地域生活の充実を図るため、居場所を確保しながら、居住から就労までさまざまな相談を受け止め、対応するサービスや社会資源になく機能を持つ地域活動支援センターⅢ型を整備するとともに、Ⅰ型及びⅡ型施設については、機能の強化を図ります。
		31	(2)地域生活支援事業 (追加)	(2)地域生活支援事業の利用見込みとその確保策 8)障がい児等療育支援事業
		32	(2)地域生活支援事業 9)精神障がい者地域生活支援広域調整等事業(地域生活支援広域調整会議等事業) (イ)見込量 (ウ)見込量確保のための方策 ・精神障がい者の地域生活を支援する関係機関との連携体制の構築に向け、保健所と連携ししながら、検討を進めます。	(2)地域生活支援事業の利用見込みとその確保策 9)精神障がい者地域生活支援広域調整等事業(地域生活支援広域調整会議等事業) (イ)見込量 (図を挿入) (ウ)見込量確保のための方策 ・精神障がい者の地域生活を支援する関係機関との連携体制の構築に向け、保健所と連携しながら、検討を進めます。〔2 成果目標(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築〕と関連)

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	3 障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策	33	<p>(2)地域生活支援事業</p> <p>10)日常生活支援(訪問入浴サービス、日中一時支援)</p> <p>(ウ)見込量確保のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の置かれている状況や希望を勘案し、必要な場合にサービスが提供できるよう、サービスの提供体制を確保します。 日中活動系サービスの利用後の時間帯の余暇活動について、<u>支援の方策を検討します。</u> 	<p>(2)地域生活支援事業の利用見込みとその確保策</p> <p>10)日常生活支援(訪問入浴サービス、日中一時支援)</p> <p>(イ)実績と見込量</p> <p>日中一時支援事業と訪問入浴サービス事業を入替</p> <p>(ウ)見込量確保のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴サービス事業については、障がい者の置かれている状況や希望を勘案し、必要な場合にサービスが提供できるよう、サービスの提供体制を確保します。 日中活動系サービスの利用後の時間帯の余暇活動について、<u>日中一時支援事業を含む支援のあり方</u>を検討します。
	4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	34	<p>(1) 障がい者を理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進</p> <p>(ア)公共施設の創設の際には、<u>バリアフリー吹田市民会議(※1)の機会を活用して、障がい当事者等からの意見を踏まえて整備を進めるなど、バリアフリーの実現に向けた取組を進めます。</u></p> <p>(イ)合理的配慮の提供が市役所全体の取組として十分に浸透するよう、吹田市合理的配慮庁内推進会議(※2)を開催し、効果的な取組について検討するとともに、常に合理的配慮の視点をもって業務が行われるよう、啓発を推進します。</p> <p>(ウ)地域全体での差別解消に向けた取組を推進するため、吹田市障害者差別解消支援地域協議会(※3)を開催し、差別解消に向けた取組について検討を進めます。</p> <p>(エ) 差別解消、合理的配慮の推進やバリアフリー化に向けた取組と併せて、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるための施策に取組みます。</p>	<p>(1) 障がい者を理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進</p> <p>(ア)公共施設の新設等に当たっては、<u>バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり</u>に定める基準に適合するものとし、<u>バリアフリー吹田市民会議や障がい者からの意見を参考に整備を進めるなど、バリアフリーの実現に向けた取組を進めます。</u></p> <p>(イ)合理的配慮の提供が市役所全体の取組として十分に浸透するよう、吹田市合理的配慮庁内推進会議(※2)を開催し、常に合理的配慮の視点をもって業務が行われるよう、啓発を推進するとともに、<u>効果的な取組について検討を進めます。重点取組</u></p> <p>(ウ)地域全体で障がい者差別の解消に向けた取組を推進するため、吹田市障害者差別解消支援地域協議会(※3)を開催し、差別解消に向けた取組について検討を進めます。<u>重点取組</u></p> <p>(エ)差別解消、合理的配慮の推進やバリアフリー化に向けた取組と併せて、<u>ユニバーサルデザインを浸透させるための施策</u>を検討します。</p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	35	<p>(2)コミュニケーション支援の促進</p> <p>2)取組項目 (イ)障がい者は、その特性に応じて、さまざまなコミュニケーション手段が必要であることを市民に周知・啓発するとともに、手話や点字、要約筆記等の普及に努めます。また、必要となるコミュニケーション手段の提供を促進し、障がい者の情報取得の機会拡大に取り組めます。</p>	<p>(2)コミュニケーション支援の促進</p> <p>2)取組項目 (イ)障がい特性に応じ、言語(手話を含む。)その他さまざまなコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発に努めます。また、コミュニケーション手段の確保におけるICTの活用等、幅広い視点で障がい者の情報取得や緊急時のコミュニケーション支援等の機会拡大に取り組めます。重点取組</p>
		36	<p>(3)障がい者に対する虐待の防止</p> <p>2)取組項目 <u>(ア) 相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業所の従業員について、虐待防止に係る意識を持ち障がい者等及びその養護者の支援に当たり、虐待が疑われる場合の通報が行えるよう、研修の実施等、虐待事案の未然防止及び早期発見が促進される取組を促進します。</u></p> <p>(イ) 虐待発生時の一時保護のため、短期入所施設との円滑な連携体制を確保し、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援に取り組めます。</p> <p>(ウ) <u>権利擁護の観点から、成年後見制度について、障がい者等に広く周知及び啓発を進め、当該制度の利用促進に取り組めます。</u></p>	<p>(3)障がい者に対する虐待の防止</p> <p>2)取組項目 (ア)障がい者に対する虐待が疑われる場合の速やかな通報を徹底するため、相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業所の従業員の虐待防止に対する意識を高める研修の実施等、虐待事案の未然防止及び早期発見が促進される取組を促進します。</p> <p>(イ) 虐待発生時の一時保護のため、短期入所施設との円滑な連携体制を確保し、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援に取り組めます。</p> <p>(ウ)成年後見制度については、後見人等が実施する支援内容を障がい者が理解し、相談機関等を通じて利用につなげることができるよう、市報すいたやホームページ等を活用しながら、関係機関等と連携して一層の啓発に取り組めます。 (「3障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策(2)地域生活支援事業3)成年後見制度関連事業」と関連)【再掲】</p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	37	<p>(5)障がい福祉人材の確保、定着及び養成</p> <p>2)取組項目 (ア) 新型コロナウイルス感染症の状況においても、これまで実施してきたハローワークと共催の就職面接会の継続を検討するとともに、感染症防止対策が求められる中での有効な採用活動のあり方について、事業者の意見を聞きながら検討します。</p> <p>(イ) 福祉人材の確保にあたっては国及び大阪府と連携して取組みながら、市の取組として、研修費補助制度の活用を促進するとともに、より効果的な人材確保策について検討を進めます。</p> <p>(ウ) 確保した人材の定着に係る施策及びサービスの専門性が高められるよう人材の養成に必要な取組を進めます。</p>	<p>(5)障がい福祉人材の確保、定着及び養成</p> <p>2)取組項目 (ア)新型コロナウイルス感染症の状況においても、これまで実施してきたハローワークと共催の就職面接会の継続を検討するとともに、感染防止策が求められる中での有効な採用活動のあり方について、事業者の意見を聞きながら検討します。</p> <p>(イ)福祉人材の確保にあたっては国及び大阪府と連携して取組みながら、市の取組として、研修費補助制度の活用を促進するとともに、より効果的な人材確保策について検討を進めます。重点取組</p> <p>(ウ)確保した人材の定着に係る施策及びサービスの専門性が高められるよう、人材の養成に必要な取組を進めます。重点取組</p>
		38		(第6期障がい福祉計画における主な取組一覧の表挿入)
第4章 第2期吹田市障がい児福祉計画	1 基本的な考え方	39	<p>5 障がい児相談支援の提供体制 障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の相談窓口であるこども発達支援センターや保健センター、のびのび子育てプラザ、子育て政策室等の各機関が連携し、適切な支援につなげるよう相談支援体制の充実に努めます。 ...</p>	<p>(5)障がい児相談支援の提供体制 障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の相談窓口であるこども発達支援センターや保健センター、のびのび子育てプラザ、子育て政策室等の各機関の役割を周知するとともに、各機関において専門知識を深め、<u>ライフステージに応じた適切な支援につなげるよう連携し</u>、相談支援体制の充実に努めます。 ...</p>

主な修正箇所一覧

章	項目	No.	修正前	修正後
第4章 第2期吹田市障がい児福祉計画	2 成果目標	40	<p>成果目標に係る主な取組</p> <p>・・・</p> <p>・早期発見・早期療育に向けた取組を推進するため、母子保健を担当する保健センターや、幼稚園、保育所、認定こども園や吹田市域療育等関係機関連絡会との連携を強化し、親子教室の充実や療育支援の必要な児童とその家族の把握に努めます。</p>	<p>成果目標に係る主な取組</p> <p>・・・</p> <p>(ウ)早期発見・早期療育に向けた取組を推進するため、母子保健を担当する保健センターや、幼稚園、保育所、認定こども園や吹田市域療育等関係機関連絡会との連携を強化し、相談体制を整備するとともに、親子教室の充実や児童発達支援事業所等との連携、療育支援の必要な児童とその家族の把握に努めます。</p>
		41	<p>・療育支援に当たっては、児童の特性に応じて、乳幼児期から就学後までライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。特に小学校就学時にはそれまでの支援が途切れることのないよう、丁寧な引き継ぎや継続支援体制の確保に努めます。また、児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルの活用や保護者を対象とした支援プログラム充実等に取り組みます。</p>	<p>(エ)療育支援に当たっては、児童の特性に応じて、乳幼児期から就学後までライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。特に小学校就学時の関係支援機関の移行期には、それまでの支援が途切れることのないよう、丁寧な引き継ぎや継続支援体制の確保に努めます。</p> <p>(オ)引き継ぎにおいては、児童の障がいの特性を関係者間で共有し、具体的な支援につなげるよう、児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルである「発達支援手帳すいすいの一と」の活用促進に取り組み、ライフステージごとの課題や情報の共有を図ります。また、相談支援事業者を中心としたサービス担当者会議を推進するとともに、日常支援としてモニタリングの機会を通じ、保育・教育機関と通所支援事業者の情報共有がスムーズに行われるよう、課題の分析、仕組みの検討を行います。</p> <p>(カ)発達障がいのある児童の家族への支援として、子供の特性を理解し、具体的な対応の仕方等について学ぶ、保護者を対象とした支援プログラムの充実に取り組みます。また、こども発達支援センターにおける、卒園児や在園児の保護者を対象とした交流会や、保護者や本人同士等の集まる場の提供についても、取組の充実を目指します。</p>
		42	<p>・医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、こども発達支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援等の充実を進めます。また、吹田市域小児在宅医療支援ネットワーク会議と連携し、官民共同の支援を推進します。</p>	<p>(ク)医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、こども発達支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援等の充実を進めます。また、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、居宅介護や訪問看護等について、関係機関と連携し、個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援を推進します。</p>